

議案第 6 8 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 1 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 議決

ひたちなか市条例第 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(ひたちなか市監査委員条例の一部改正)

第1条 ひたちなか市監査委員条例（平成6年条例第160号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成6年条例第116号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

ひたちなか市監査委員条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新	備考
<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の8第3項</u>（企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は要求並びに企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、監査の請求又は要求を受理した日から60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>又は第8項後段（これらの規定を企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定により、市長又は管理者から監査又は意見を求められたときは、監査又は意見を求められた日から60日以内に監査結果報告書又は意見書を市長又は管理者に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</p>	<p>(請求又は要求の監査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項及び第7項、第235条の2第2項並びに<u>第243条の2の9第3項</u>（企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による監査の請求又は要求並びに企業法第27条の2第1項の規定による監査の要求を受理したときは、やむを得ない場合を除くほか、監査の請求又は要求を受理した日から60日以内にこれを行わなければならない。</p> <p>(職員の賠償責任の監査等)</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の9第3項</u>又は第8項後段（これらの規定を企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定により、市長又は管理者から監査又は意見を求められたときは、監査又は意見を求められた日から60日以内に監査結果報告書又は意見書を市長又は管理者に提出しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。</p>	

ひたちなか市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新	備考
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1,000,000円以上である場合とする。</p>	